【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成24年11月16日

【会社名】 セイコーホールディングス株式会社

【英訳名】SEIKO HOLDINGS CORPORATION【代表者の役職氏名】代表取締役社長 中村 吉伸

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座四丁目5番11号

【電話番号】 03 (6739)3111

【事務連絡者氏名】 法務部長 西本 隆志

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門2丁目8番10号 虎ノ門15森ビル

セイコーホールディングス株式会社

【電話番号】 03 (6739)3111

【事務連絡者氏名】 法務部長 西本 隆志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社(以下、「SHD」という。)は、平成24年11月13日開催の取締役会において、SHDを株式交換完全親会社とし、いずれもSHDの連結子会社である京橋起業株式会社(以下、「京橋起業」という。)および株式会社白河エステート(以下、「白河エステート」という。)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、総称して「本株式交換」という。)を行うことを決議し、京橋起業および白河エステートとの間で株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	京橋起業株式会社	株式会社白河エステート
本店の所在地	東京都中央区銀座五丁目6番1号	東京都中央区銀座四丁目5番16号
代表者の氏名	代表取締役 中村 克	代表取締役 中村 吉伸
資本金の額	10百万円	100百万円
純資産の額	6,159百万円(単体、2012年3月末現在)	4,801百万円(単体、2012年3月末現在)
総資産の額	7,859百万円(単体、2012年3月末現在)	4,822百万円(単体、2012年3月末現在)
事業の内容	不動産、有価証券の所有、利用、管理	不動産、有価証券の所有、利用、管理

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 京橋起業株式会社

(単体) (単位:百万円)

決算期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
売上高	380	240	274
営業利益	266	102	161
経常利益	240	106	158
当期純利益	237	673	131

株式会社白河エステート

(単体) (単位:百万円)

決算期	2010年3月期	2011年3月期	2012年3月期
売上高	148	150	172
営業利益 又は営業損失()	52	48	53
経常利益	184	26	48
当期純利益	254	106	22

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

京橋起業株式会社

2012年9月30日現在

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合
セイコーホールディングス株式会社	75.6%
服部 秀生	11.7%
服部 光一郎	5.0%
服部 譲二	5.0%
服部 洪尚	1.0%

株式会社白河エステート

2012年9月30日現在

氏名又は名称	発行済株式の総数に占める持株数の割合
セイコーホールディングス株式会社	38.1%
三光起業株式会社	28.9%
京橋起業株式会社	14.0%
服部 洪尚	4.8%
服部 英典	4.8%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

京橋起業株式会社

資本関係	SHDは、平成24年9月30日現在、京橋起業の発行済株式総数の75.6%(151,158株)を保有しております。	
人的関係	SHDの代表取締役1名が京橋起業の取締役を兼任しております。	
取引関係	SHDは、京橋起業から不動産の管理業務等を受託しております。 SHDは、京橋起業から資金の借入を行っております。	

株式会社白河エステート

資本関係	SHDは、平成24年9月30日現在、白河エステートの発行済株式総数の52.1% (1,041,898株、間接保有分を含む。)を保有しております。
人的関係	SHDの代表取締役1名が白河エステートの代表取締役を、SHDの監査役1名が白河エステートの監査役を、SHDの従業員1名が白河エステートの取締役を兼任しております。
取引関係	SHDは、白河エステートから不動産の管理業務等を受託しております。

(2) 当該株式交換の目的

本株式交換により、京橋起業および白河エステートを完全子会社化し、SHDが両社の保有資産を機動的に有効活用できる体制を構築することにより、SHDグループとしてより一層の経営の効率化と意思決定の迅速化を図ることを目的としております。

これにより、SHDグループの財務の健全化、事業力の徹底強化を加速させ、企業価値の向上を図ってまいります。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

SHDを株式交換完全親会社とし、京橋起業および白河エステートをそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換です。

株式交換に係る割当ての内容

会社名	SHD	京橋起業	白河エステート
	(株式交換完全親会	(株式交換完全子会	(株式交換完全子会
	社)	社)	社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	140	11

(注1) 株式の割当比率

京橋起業の普通株式1株に対してSHDの普通株式140株を、白河エステートの普通株式1株に対してSHDの普通株式11株をそれぞれ割当て交付いたします。但し、SHDが保有する京橋起業の普通株式および白河エステートの普通株式につきましては、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注2) 本株式交換により交付する株式数

SHDは、本株式交換により新たに普通株式20,455,891株(予定)を発行いたします。(現在の発行済株式総数の10.96%)

(注3) 単元未満株の取扱いについて

本株式交換に伴い、SHDの単元未満株式(1,000株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれます。取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。なお、SHDの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、SHDの株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

- ・ 単元未満株式の買取制度(1,000株未満の株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、SHDの単元未満株式を所有する株主の皆様がSHDに対し、ご 所有の単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。
- ・ 単元未満株式の買増制度(1,000株への買増し) 会社法第194条第1項の規定および定款の定めに基づき、SHDの単元未満株式を所有する株主の皆様がSHDに対し、ご所有の単元未満株式と併せて1単元となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

株式交換契約の内容

SHDが京橋起業および白河エステートと平成24年11月13日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりであります。

株式交換契約書

セイコーホールディングス株式会社(住所:東京都中央区銀座四丁目5番11号、以下「SHD」という。)と京橋起業株式会社(住所:東京都中央区銀座五丁目6番1号、以下「京橋起業」という。)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

SHDおよび京橋起業は、本契約に定めるところに従い、SHDを株式交換完全親会社、京橋起業を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、SHDは、SHD以外の者が保有する京橋起業の発行済株式の全部を取得する。

第2条 (株式交換に際して交付する株式の数およびその割当て)

- 1. SHDは、本株式交換に際して、第4条に定める効力発生日の前日の最終の京橋起業の株主名簿に記載又は記録された京橋起業の株主(但し、SHDは除く、以下「本割当対象株主」という。)が所有する京橋起業の普通株式数の合計に140を乗じた数のSHDの普通株式を新たに発行する。
- 2. SHDは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する京橋起業の普通株式1株につき、SHDの普通株式を140株の割合をもって割り当てる。

第3条 (増加すべき資本金および準備金の額)

本株式交換により増加すべきSHDの資本金、準備金および剰余金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金 金0円

(2)資本準備金 法令の規定に従い増加しなければならない資本準備金の増加額

(3)その他資本剰余金 金0円(4)利益準備金 金0円(5)その他利益剰余金 金0円

第4条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、2013年1月1日とする。

第5条 (株式交換承認株主総会)

- 1. SHDは、会社法第796条第3項の規定により、本契約につきSHDの株主総会の承認を得ないで、株式交換を行うものとする。
- 2. 京橋起業は2012年11月30日に開催が予定されている京橋起業の臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条 (会社財産の管理等)

- 1. SHDおよび京橋起業は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め両当事者間で協議し合意の上、これを行なうものとする。
- 2. SHDおよび京橋起業は、本契約締結日から、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当をしない ものとする。

第7条 (本株式交換の条件の変更および本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変等外部要因によりSHDまたは京橋起業の財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合には、両当事者間で協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合にはその効力を失う。

- (1) 京橋起業の株式交換承認総会において本契約および本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2)前条に従い、本契約が解除された場合

第9条 (協議事項)

- 1. 本契約に定めのない事項については、本契約の主旨に従い、SHDおよび京橋起業が協議し合意の上これを決定する。
- 2. 本契約の条項に関し解釈の相違その他の疑義が生じたときは、両当事者誠実に協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両当事者は記名押印の上、各1通を保有する。

2012年11月13日

東京都中央区銀座四丁目5番11号 SHD セイコーホールディングス株式会社 代表取締役社長 中村 吉伸

東京都中央区銀座五丁目6番1号

京橋起業 京橋起業株式会社 代表取締役 中村 克

株式会社白河エステート

株式交換契約書

セイコーホールディングス株式会社(住所:東京都中央区銀座四丁目5番11号、以下「SHD」という。)と株式会社白河エステート(住所:東京都中央区銀座四丁目5番16号、以下「白河エステート」という。)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 (株式交換)

SHDおよび白河エステートは、本契約に定めるところに従い、SHDを株式交換完全親会社、白河エステートを株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、SHDは、SHD以外の者が保有する白河エステートの発行済株式の全部を取得する。

第2条 (株式交換に際して交付する株式の数およびその割当て)

- 1. SHDは、本株式交換に際して、第4条に定める効力発生日の前日の最終の白河エステートの株主名簿に記載又は記録された白河エステートの株主(但し、SHDは除く。以下「本割当対象株主」という。)が所有する白河エステートの普通株式数の合計に11を乗じた数のSHDの普通株式を新たに発行する。
- 2. SHDは、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する白河エステートの普通株式1株につき、SHDの普通株式を11株の割合をもって割り当てる。

第3条 (増加すべき資本金および準備金の額)

本株式交換により増加すべきSHDの資本金、準備金および剰余金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金 金0円

(2)資本準備金 法令の規定に従い増加しなければならない資本準備金の増加額

(3)その他資本剰余金金0円(4)利益準備金金0円(5)その他利益剰余金金0円

第4条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生じる日(以下「効力発生日」という。)は、2013年1月1日とする。

第5条 (株式交換承認株主総会)

- 1. SHDは、会社法第796条第3項の規定により、本契約につきSHDの株主総会の承認を得ないで、株式交換を行うものとする。
- 2. 白河エステートは2012年11月30日に開催が予定されている白河エステートの臨時株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

第6条 (会社財産の管理等)

- 1. SHDおよび白河エステートは、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって それぞれの業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為に ついては、予め両当事者間で協議し合意の上、これを行なうものとする。
- 2. SHDおよび白河エステートは、本契約締結日から、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を しないものとする。

第7条 (本株式交換の条件の変更および本契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変等外部要因によりSHDまたは白河エステートの財産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合には、両当事者間で協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかの場合にはその効力を失う。

- (1)白河エステートの株式交換承認総会において本契約および本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2)前条に従い、本契約が解除された場合

第9条 (協議事項)

- 1. 本契約に定めのない事項については、本契約の主旨に従い、SHDおよび白河エステートが協議し合意の上これを決定する。
- 2. 本契約の条項に関し解釈の相違その他の疑義が生じたときは、両当事者誠実に協議の上、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、両当事者は記名押印の上、各1通を保有する。

2012年11月13日

東京都中央区銀座四丁目5番11号 SHD セイコーホールディングス株式会社 代表取締役会長 服部 真二

東京都中央区銀座四丁目5番16号

白河エステート 株式会社白河エステート 代表取締役 中村 吉伸

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

本株式交換における株式交換比率算定に際し、その公正性・妥当性を確保するため、SHDはみずほ証券株式会社(以下、「みずほ証券」という。)、京橋起業および白河エステートは飯塚公認会計士事務所を算定機関として選定いたしました。

みずほ証券は、SHDの株式価値については、SHDが東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価方式による評価手法を勘案して株式価値の算定を行い、京橋起業および白河エステートの株式価値については、将来の事業活動の状況を評価に反映させるためディスカウンテッド・キャッシュフロー方式を勘案してそれぞれ株式交換比率の算定を行いました。

一方、飯塚公認会計士事務所は、SHDの株式価値については、市場株価が存在することから市場株価方式を用いて算定し、京橋起業および白河エステートの株式価値については、修正純資産方式を中心に算定いたしました。

SHDは、みずほ証券による株式交換比率の算定結果を参考に、京橋起業および白河エステートとの間で慎重に協議・交渉を重ね、本株式交換における株式交換比率について前記のとおり合意いたしました。

算定機関との関係

SHDの第三者算定機関であるみずほ証券、京橋起業および白河エステートの第三者算定機関である飯塚公認会計士事務所は、いずれもSHD、京橋起業および白河エステートの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容(予定)

商号	セイコーホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区銀座四丁目5番11号
代表者の氏名	代表取締役社長 中 村 吉 伸
資本金の額	100億円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	ウオッチ、電子デバイス、半導体、クロック、眼鏡、高級服飾 雑貨などを扱う事業会社の連結経営管理

以上